



## ～営利企業従事等許可編②～



申請時に留意することは？



- ①従事内容等がわかる書類がない場合は、従事先に聞き取りを行うなどして、任意様式に整理したものを提出してください。
- ②許可願の「職務の遂行への支障の有無」欄は、支障がない理由を具体的に記載してください。（例：勤務時間外、週休日に従事するため など）
- ③同一業務で申請者が複数いる場合は、人数分の許可願の提出は不要です。  
「（代表者氏名） ほか〇名」とし、別紙様式1「営利企業従事等許可願出者一覧」等により整理し提出することも可能です。



申請書類等の郵送は必要？



許可願は郵送が必要です。添付書類は郵送又は電子メール等により提出してください。なお、令和4年4月から許可願の署名を廃止し、郵送ではなく**電子申請とする予定です**。



不動産等で収入を得る場合に許可は必要？



一定の基準を超える場合は事前に許可を受ける必要があります。



**ポイント** 事前許可が必要な基準 ※詳細は平成27年12月22日教職第1861号通知を参照

不動産	独立家屋	5棟以上
	独立家屋以外	貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上
	土地	賃貸契約の件数が10件以上
	娯楽集会等の設備を設けたもの	規模に関わらず許可が必要
	旅館等特定の業務の用に供するもの	規模に関わらず許可が必要
駐車場	建築物である又は機械設備を設けた駐車場	規模に関わらず許可が必要
	駐車台数	10台以上
賃貸収入	※不動産・駐車場等を併せて行う場合はその合計	年額500万円以上
太陽光電気の販売		太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上



不動産収入等に関して、基準を超えた場合の申請書類は？



- ①許可願 ②登記事項証明書等 ③賃貸契約書写し等
- ④管理業務の方法を明らかにする書類 ⑤続柄等を明らかにする書類
- ※⑤は事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合に提出



営利企業従事等許可関係法律・規程

- 地方公務員法第38条 ○職員の営利企業への従事等の制限に関する規則
- 北海道立学校職員服務規程第11及び12条 ○北海道立学校管理規則第39条

皆さんの「そこが知りたい！」を募集します！URLまたはQRコードから投稿してください！（道立学校のみ）

（投稿用URL⇒<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00r00Wna>）

※投稿数や内容によって掲載できない場合があります。あらかじめ御了承ください。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です